

一 経 通

労働者側

八月五日南千住町三ノ六五石井電三郎方ニ申請團本部ヲ該
ケ午後四時頃ヨリ集合シ氣勢ヲ揚ケテ未夕罷業ニ入リ
ス

八月八日 収五鬼川島山姥カ部ヲ夕、夕ノメセー、

云々ト記セルビラヲ發行所迄ニ撒布

事業主側

事業主ハ強硬ナル態度ヲ把リテ議ヲス八月十日南千住三町
目三立運輸株式会社ニ於テ兩權ノ隅田川駅運送組合例会ニ
本向ヲ訴ツルカマリタルヲ以テ同業者ハ或ハ房後ニ出ツハ
キカ

右及申(通)取便也

別一 歎 歎 書

書後書久一向熱儀の格景上甲乙なる天引制度設立の歎歎
に因り却つて之を取下げられし人の多かり整理云々云々云々
も傳へし此矣へ其生活人として等しく知り如く柱端の不景
氣の氣に促書久一同の生活状況儘に固窮の程度は落ち入り
折極此の問題に對し促書久一同に之を裁度し協議を重んじ
一其到底居る撒田に能はざる現実に置かれ其方面の死後問
題に有之候 歎はくば促書久一同の生活を如何に改善せしめ此度
の悲福を之を吾認被下度 右歎歎作 候

歎 歎 事項

- 一 一人毎の整理は見存せしむれし。
- 二 出日甚月五十等の天引制度を設けしむれし。
- 三 單價引下げの場合に一應促書久の承認を経しむれし。